

随 意 契 約 理 由 書

工事名：阪南港海岸 岸和田地区 岸和田水門電気設備改良工事

今回工事を施工する岸和田水門は、岸和田市域において津波、高潮発生時に、府民の生命と財産を守るきわめて重要な防災施設であります。

本工事は、岸和田水門の連動運転時に急降下運転を可能にするためのシステム変更に伴い、監視制御設備の機能増設及び試運転調整までの一切を行うものです。

監視制御装置は、インターフェース、データ転送に伴う信号処理方法、電気的条件等の細部構造システムについて製作者固有又は独自に開発設計した技術等が採用され、要求性能を満足するよう製作されています。これらのことから工事を実施する際は、既設設備とのインターフェース等に関して非常に高いレベルのシステム設計および装置の製作能力が要求されます。更に設置後は、既設設備を含めたシステム全体の機能動作確認を行う必要があります。

従って、本工事を施工するにあたっては、当該システムの設計・製作において、その機能・構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要です。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計、製作、据付を行った富士電機株式会社関西支社以外にいないことから、同社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、当該機器の設計、製作、据付を行った富士電機株式会社関西支社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。